

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
山梨市	日下部・後屋敷地区	令和3年3月23日	令和6年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	283ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	142ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	42ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	11ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	9.92ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は14haと後継者未定の耕作農地面積を上回っているが、地域の高齢化とアンケート未回答者の現状を踏まえると農地の引き受け手が足りなくなることが予想されるため、引き受け手を確保することが課題である。
また、新規就農者の早い段階での離農が見受けられることから長く続けてもらうことが課題である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新規就農者の育成や中心経営体に位置付けられていない認定農業者の中心経営体への位置付けを促進して、中心経営体に農地を集約する。
新規就農者が地域に受け入れるような環境を中心経営体を中心となって整備し、離農者を減らす。また、新規就農者を育成する中で、中心経営体への位置付けを促し地域からの信頼を得るようにすることで人員を確保する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農		桃 ぶどう 柿 李	1.34	桃 ぶどう 柿 李	1.57	日下部
認農		桃 ぶどう キウイ	2.35	桃 ぶどう キウイ	2.45	後屋敷
法認農		ぶどう 桃 柿	7.3	ぶどう 桃 柿	10.4	日下部
認農		桃 ぶどう	1.55	桃 ぶどう	1.65	後屋敷
認農		桃	0.88	桃	1.88	日下部
認農		ぶどう 桃 柿	1.8	ぶどう 桃 柿	2	日下部
認農		桃 ぶどう	2.4	桃 ぶどう	3	後屋敷
認農		桃 ぶどう	0.77	桃 ぶどう	1.2	後屋敷
認農		ぶどう	0	ぶどう	0.5	日下部
計			18.39 ha		24.65 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>【新規就農者の離農についての対策】 地区で農業コミュニティを形成し、新規就農者が相談しやすい環境を中心経営体が整え、同時に育成をすることで離農を防ぐ。</p>
<p>【中心経営体の増員及び受入れ農地の拡大】 中心経営体に位置付けられていない認定農業者等を中心経営体に位置付けることや新規就農者を育成することで、中心経営体を増員し、中心経営体での受け入れ農地の拡大を図る。</p>
<p>【農地情報の集約化】 市役所、JA、農業委員に集まる貸し出し可能な農地の情報を市、JAがとりまとめ、集約し、中心経営体に素早く情報提供をすることで中心経営体と農地のマッチングを図る。</p>
<p>【貸し出しの斡旋】 貸し付けなどの意向が確認された農地については積極的に農地中間管理機構の活用を推進していく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)			具体的な 作目	備考
		貸付け	作業委託	売渡		
1	下井尻1062-1	231				
2	下井尻1062-2	825				
3	下井尻789-1	202				
4	小原東42	620				雑草繁茂
5	小原西785	552			梅 柿	
6	小原西784	200			梅 柿	
7	小原西776-2	271			梅 柿	
8	小原西768	105			梅 柿	
9	小原西776-1	357			梅 柿	
10	三ヶ所1501-1	555				更地
		3918				

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。